告 示

埼玉県告示第五百二十四号

規 定による処分をしたので、次 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 \mathcal{O} とお 以 下 公告する 法」 とい う。 第二十 八 条第三項

ŋ

平成二十九年四月二十五日

埼 玉 知 事 上 田 清

司

処分をした 年月 日

平成二十九年四月二十 日

処分を受けた者の 商 号、 主たる営業所 \mathcal{O} 所在 地 代表者 \mathcal{O} 氏 名及び 許可

イ 商号

株式 会社 石井工 務 所

口 主たる営業所 \mathcal{O} 所 在 地

埼 玉 県蓮田市 関 弘山二丁 目 番十八

ハ 代表者の氏名

石井 正夫

=許可番

埼玉 県知 事 許 可 特 <u>-</u>+ 四 第六三三二号

処分の 内容

法第二十八条第三項 \mathcal{O} 規定に . 基 づ く営業の 止

1 停 止 を命ずる営業 \mathcal{O} 範囲

建設業に 関する営 業 \mathcal{O} うち 公 共 工 事 に 係る ŧ \mathcal{O}

口 停 止 を命ずる期

平成二十 九年四月二十 七 日 カゝ 5 同 年 六 月二十五 日 まで \mathcal{O} 六 + 日 間

兀 処分の 原 因 [となっ た事実

名競争 株式会社石井工務所 入札に関 Ļ 自社に の社員 落札させようと企 は 平成二十 八年十二月 て 司 市 職 五. 員 日 と共 に 蓮 謀 田 市が L 偽計 実施した指 を 用 VV

て入札 \mathcal{O} 公 正を妨害する行為を行った。

これ に ょ り、 平成二十九 年三月七 月 さ 1 たま 簡 易 裁 判 所 か 5 公契約関係競 平成二 売

入札 抗害罪 (刑法九十六条 \mathcal{O} 六第一 項) に よる 罰 金 刑の 略式 命 令を受け

+九年三月二十二日にその 刑が 確定して V

 \mathcal{O} ことは、 法第二十 八 条第 _ 項第二号に該当する。